

地域維持型契約方式について

国土交通省土地・建設産業局
建設業課 入札制度企画指導室

【経緯】

近年、建設投資の大幅な減少等に伴い、社会資本等の維持管理や除雪、災害応急対策など、地域の維持管理に不可欠な事業を担ってきた地域の建設企業の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねないことから、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成23年8月9日閣議決定）により、地域の担い手が確保されないおそれがある場合においては、必要に応じて、地域維持型契約方式を導入したところであり、その契約方式は、①複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位、複数年の契約単位など、従来よりも包括的に一の契約の対象とし、②その実施主体として、地域精通度の高い建設業者とし、必要に応じ、地域維持事業の実施を目的に当該建設業者で構成される地域維持型建設共同企業体等としたところで

す。実施主体の一つである地域維持型建設共同企業体（以下「地域維持型JV」という。）は、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会第1回及び第2回基本問題小委員会において議論が行われ、平成23年11月11日に中央建設業審議会総会が開かれ、「共同企業体の在り方について」が改定され、新たに地域維持型建設共同企業体制度の運用準則が定められたところで

あり、同年12月9日に「地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」（国土入企第26号）が各発注者に対して通知されたところであり、各発注者においてはこれらを踏まえ、運用基準の策定・改定を行うこととなります。

【地域維持型JV制度の内容】

①性格

建設投資の大幅な減少等に伴い、地域の建設企業の減少、小規模化が進み、社会資本等の維持管理や除雪など地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない状況にあります。このような地域において、地域の複数の建設企業の共同を促すことにより、施工の効率化と必要な施工体制の安定的な確保を図り、地域の維持管理が持続的に行われるよう、地域維持事業の実施を目的に、地域精通度の高い建設企業で構成されます。

②対象工事

地域維持型JVが競争に参加することができるとする工事は、社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対応、除雪、修繕、パトロールなど地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事とし、維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まないものとします。なお、ここでいう「工事」には、単体で発注した場合は役務となるもの（除雪、パトロール等）であっ

でも、工事と一体として発注した場合には、全体として工事の請負契約になるものを含んでいます。

また、発注者においては、地域維持型JV等が効率化を図りながら安定的に工事の施工が行えるよう、地域や工事の実情に応じ、契約期間を複数年とする、又は一定の区域内における複数の工事若しくは複数の工種を組み合わせるなど、従来よりも包括的に一件の発注案件とする方式の活用に努めるものとします。

③構成員の数

地域維持型JVの構成員数は、地域や対象工事の実情に応じて発注者が定めますが、共同企業体として円滑な共同施工が確保される規模にとどめるため、発注工事の規模や性質にもよりますが、構成員数の上限は、当面、10社程度とします。

④組合せ

構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種別に係る建設業許可を有した企業（以下「有資格企業」という。）の組合せとするものとし、土木工事業（土木工事業で受注可能な工事に限る。）又は建築工事業（建築工事業で受注可能な工事に限る。）の有資格企業を必ず少なくとも1社含む組合せとします。なお、土木工事業又は建築工事業の許可では受注できない工事については、土木工事業又は建築工事業の有資格企業を必ず少なくとも1社含むとの規定は適用しないものとします。

なお、個人や経常JVの構成員である一の企業が地域維持型JVの構成員となることも可能であり、また、意思決定の仕組みが重複的とならず、円滑な施工が行われることが想定される協業組合、企業組合については構成員として認めても良いが、事業協同組合については共同企業体としての意思決定が重複的となるおそれがあることか

地域維持型契約方式について（共同企業体運用準則の改正） 国土交通省

改正の経緯

- H23.6 建設産業戦略会議開催
「建設産業の再生と発展のための方策2011」策定
- H23.7 中央建設業審議会総会
入札契約適正化指針の改正について（意見聴取）
- H23.8 入札契約適正化指針の改正（閣議決定）
「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」
各発注者あて通知
- H23.9 第1回基本問題小委員会
・地域維持型契約方式の導入について
- H23.10 第2回基本問題小委員会
・地域維持型契約方式の導入について
- H23.11 中央建設業審議会総会
「共同企業体の在り方について」決定・勧告
- H23.12 運用通知の発出（国土交通省から各発注者、業界団体あて）

各発注機関による運用基準の作成

建設産業の再生と発展のための方策2011（H23.6.23 策定）

課題 地域社会の維持

- 災害対応、除雪、維持管理等（地域維持事業）を担える企業が不足

対策 地域維持型の契約方式の導入

- 地域維持事業の担い手確保に資する新たな契約方式[※]の導入
※ 包括発注（一括契約、複数年契約等）や、地域建設企業の共同体による受注

入札契約適正化指針（H23.8.9 閣議決定）

<地域維持型契約方式の導入>

地域維持事業については、

- 経費の積算において、事業の実施に実際に要する経費を適切に費用計上
- 地域の実情を踏まえつつ、次のような契約方式を活用する
- 1) 複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位、複数年の契約単位など、従来よりも包括的に一の契約の対象とする。
 - 2) 実施主体は、地域精通度の高い建設業者とし、必要に応じ、地域維持事業の実施を目的に当該建設業者で構成される建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体）等とする。

ら、構成員としては認められない旨留意してください。

⑤構成員の資格要件

構成員は少なくとも次の四要件を満たす者としてします。

- a) 登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。
- b) 当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。
- c) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。ただし、土木工事業の許可を有する上位等級の構成員（代表者でなくても可）が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術

者の兼任を可能とする。

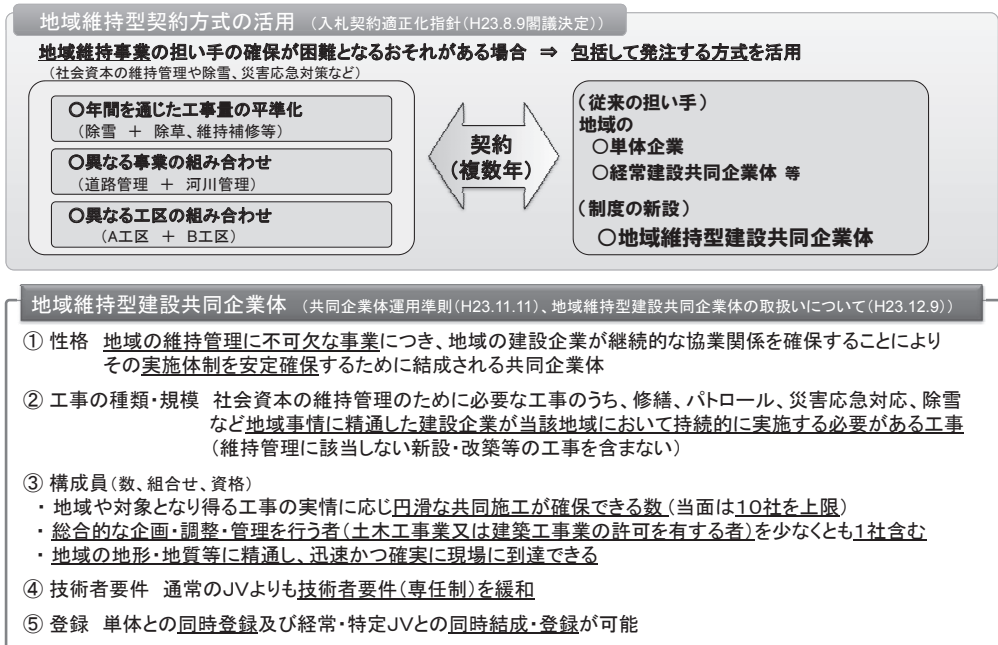
分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその額に応じて技術者を配置するものとする。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った建設企業が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても、例えば工事が明らかに行われていない期間は工事現場への専任は、甲型、乙型共に要しない。ただし、発注者と建設企業の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

（例）包括発注された地域維持事業の工期中で、単体で発注した場合に役務となる行為（巡回、除草、除雪等）のみを行う期間。

- d) 地域の地形・地質等に精通しているとともに、迅速かつ確実に現場に到達できること。

地域維持型契約方式の活用について



⑥出資比率

出資比率の最低限度基準については、原則として全ての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとしますが、事業実施量等も勘案し、柔軟に設定することができるものとします。ただし、地域維持型JVの構成員が工事の施工に関して連帯責任を負うことに鑑み、出資を行わない者を構成員とすることは認めないものとします。

⑦登録

一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる地域維持型JVの数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとします。ただし、例えば発注者の定める工事の種別が異なる地域維持型JVが必要となる場合は、発注者の判断において、一以上の地域維持型JVを結成・登録させてよいものとします。

一の企業と地域維持型JVとの同時登録並びに特定JV、経常JV及び地域維持型JVとの同時結成及び登録は可能であるものとします。

また、登録時期は単体企業の場合に準ずるものとします。

⑧代表者

代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、土木工事業の許可を有し、かつ、施工能力の大きい者の中から、構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとします。なお、等級の異なる者による組合せにあっては、代表者は上位等級の者となります。

⑨建設業法上の取扱い

(1) 地域維持型JVの構成員が有する建設

業法上の許可業種が異なる場合、許可業種と施工しようとする工事の対応は、次のとおりとします。

イ 甲型の地域維持型JVの場合

次のすべての要件を満たす必要があります。

- i 地域維持型JVにより施工しようとする建設工事の種類が構成員のいずれかの許可業種に対応していること。
- ii 各構成員についてそれぞれの許可業種の全部又は一部がその工事の種類の一部に対応していること。

ロ 乙型の地域維持型JVの場合

地域維持型JVが定めた分担工事の種類と、当該構成員の許可業種が対応していること。

(2) 地域維持型JVによる工事の施工において建設業法施行令第2条に定める金額以上となる下請契約は、次の要件を満たす場合に締結できるものとします。

イ 甲型の地域維持型JVにおいて下請契約を締結する場合

甲型の地域維持型JVの下請契約は、構成員全体の責任において締結するものであるため、構成員のうち1社以上（できる限り当該共同企業体の代表者が含まれていること。）が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものであること。

ロ 乙型の地域維持型JVにおいて下請契約を締結する場合

乙型の地域維持型JVの下請契約は、構成員各自が締結するものであるため、当該構成員が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものであること。

⑩実績の反映

- (1) 地域維持型JVにより施工した工事については、次により算出した額を各構成員の完成工事高として取り扱うものとします。

イ 甲型の地域維持型JVの場合

請負代金額に各構成員の出資の割合を乗じた額

ロ 乙型の地域維持型JVの場合

運営委員会で定めた各構成員の分担工事額

- (2) 地域維持型JVにより施工した工事について工事の評価を行う場合において、それを工事全体につき評価するときは、その評価の個別企業での取り扱いについては、発注者において定めるものとします。

【現在の導入状況】

国土交通省の導入状況については、平成24年1月から地域維持型契約方式を導入済みです。地方公共団体（都道府県及び政令市）については、平成24年5月1日現在、包括的な契約を実施しているのは14道府県1政令市（北海道、青森県、宮城県、秋田県、栃木県、群馬県、長野県、三重県、京都府、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、大分県、札幌市）、地域維持事業の担い手となる共同企業体の運用基準を策定・改定しているのは3県（青森県、秋田県、長野県）を確認しています。

各発注者においては、今後、地域の実情に応じて、地域維持型契約方式の導入が図られることとなりますが、引き続き、地域の実情を踏まえた活用を促進してまいります。